

# 姫路市民共済生活協同組合 交通災害共済事業実施規則

## 第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 姫路市民共済生活協同組合（以下「組合」といいます。）は、交通災害共済事業規約（以下「規約」といいます。）第 4 2 条（実施規則）の規定に基づき、この規則を定めます。

## 第 2 章 共 済 契 約

(同一の世帯に属する者の定義)

第 2 条 規約でいう同一の世帯に属する者とは、日常生活において、各人の収入、支出の全部又は一部を共同して計算する者をいいます。

(用語の定義)

第 3 条 規約第 3 条（共済責任）に規定する各用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 運行中

規約第 4 条（用語の定義）第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する車両又は交通機関の用い方にしたがって移動または輸送する間をいいます。

(2) 利用中（搭乗中）

規約第 4 条（用語の定義）第 2 号及び第 3 号に規定する車両又は交通機関のステップ等に、搭乗のため足をかけたときから下車のため足を離したときまでをいいます。

(3) 火災事故

出火から鎮火に至るまでの間に起因する事故で、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 火災の結果生じた火煙による傷害事故

イ 火災の結果生じた家屋の倒壊又は物体の落下等による傷害事故

ウ 火災から避難するときに生じた傷害事故

エ 消火活動中に生じた傷害事故

2 規約第 4 条（用語の定義）第 1 項第 1 号に規定する一般交通の用に供されない敷地内道路とは、会社・工場・事業場・駐車場・給油所・公園・広場・学校の校庭・神社仏閣の境内・空地等をいいます。

3 規約第 4 条（用語の定義）第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する車両又は交通機関のうち、次の各号に該当するもの及びもっぱら遊戯又はスポーツの用に供するものは除

くものとしてします。

- (1) サーキット内でのレース用車両、予め定められたコースを走行するラリー用車両等
  - (2) 乳母車、子供用三輪車及びチェーンのついていない小児用車、荷車、牛馬車、人力車等
  - (3) 作業機械としてのみ使用されている間における各種クレーン車、フォークリフト、パワーショベル、ブルドーザーなどの工作用自動車又は田畑等で作業中のトラクター、耕うん機、田植機、バインダー、コンバインなどの農業用作業車
  - (4) 遊園地等の施設内にある乗物等
  - (5) 船舶のうち漁船、魚釣渡船、レジャー用船舶及びボート並びにろ、かいのみで漕ぐ舟等
  - (6) 観光用ヘリコプター、グライダー、レジャー用飛行機、飛行船に類するもの
  - (7) ロープウェイ、リフト、エスカレーター、エレベーター、動く歩道等
  - (8) スキー、ソリ、スノーモービル、スケート類、水上バイク等
  - (9) その他当組合が車両又は交通機関と認められないもの
- (共済期間)

第 4 条 規約第 1 3 条（共済期間）第 1 項ただし書きに規定する契約は、次の各号に該当するときに限り締結することができるものとします。

- (1) 共済契約者が、既に締結している契約の解約及び更新によらず、契約の残期間について契約口数を増加するとき
  - (2) 共済契約者が、既に締結している他の共済契約の満期日に合わせて、この共済契約を新規に締結するとき
  - (3) 同一の共済で共済契約者が、それぞれ契約満期日を異にする 2 以上の共済契約を締結している場合において、そのうちいずれかの契約満期日に合わせて、他の満期日の共済契約を更新するとき
  - (4) 共済契約者が、その所属する団体の指定する契約満期日に合わせて、共済契約を締結するとき
  - (5) その他、この組合が必要と認めた場合
- (契約手続き)

第 5 条 規約第 1 4 条（共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務）に規定する共済契約申込書は、様式第 1 号によるものとします。

2 規約第 1 5 条（共済契約の成立）に規定する共済契約証書兼領収書は、様式第 2 号によるものとします。

3 共済契約者より出資金及び共済掛金を領収したときは、契約日報兼入金伝票（様式第 3 号）を作成し、共済契約申込書記載内容を電算入力後、業務日計表（様式第 4 号）に集計してこれを検収し、受入日計簿に整理するものとします。

- 4 様式第1号の共済契約申込書は、月別、校區別及び町別に保管するものとします。
- 5 継続契約の申し込み手続きについては、前各項の規定を準用するものとします。

(共済契約の更新を不相当と認める場合)

第6条 この組合は、規約第14条(共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務)第7項第5項の規定による共済契約の更新を不相当と認める場合とは、共済契約者、被共済者若しくは規約第9条(共済金受取人の範囲)に規定する共済金受取人が、過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していた場合とします。

(共済掛金の払込方法及び払込猶予期間)

第7条 共済契約者が共済掛金を払い込む方法としては、現金、払込取扱票によるもの、口座振替、もしくはクレジットカードによる払い込みかによります。

- 2 共済契約者が継続して加入する意志表示があるにもかかわらず、やむを得ない事情による場合やこの組合の都合で共済期間満了の日までに契約を更新できない場合は、満了する共済契約と同一内容で契約が更新されたものとみなし、共済期間満了の日の正午から1箇月間(特に必要と認めた場合は2箇月間)は、共済掛金の払い込みを猶予します。ただし、猶予期間内に共済掛金の払い込みがないときは、共済期間満了の日の正午にさかのぼって効力を失うものとします。

(共済掛金口座振替扱特則)

第8条 この組合は、規約第14条(共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務)および規約第16条(共済掛金の払込み)に関する共済掛金の払込みについて、共済契約者の指定する金融機関の口座(以下「指定口座」といいます。)から共済掛金を振り替えること(以下「口座振替扱」といいます。)ができます。

- 2 指定口座は、この組合が委託する収納代行会社の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」といいます。)とします。
- 3 共済掛金口座振替扱特則(以下「口座振替扱特則」といいます。)は、共済契約を締結するとき、共済契約期間中、猶予期間および更新契約について共済契約者からの申し出により、この組合の承諾を得て附帯することができます。
- 4 口座振替扱特則を附帯するには、次の各号全ての条件を満たさなければなりません。
  - (1) 指定口座が取扱金融機関に設置されていること
  - (2) 共済契約者が取扱金融機関等に対し、指定口座の口座振替扱を委託すること
- 5 この組合は指定口座から共済掛金相当額が引き落とされた日を共済掛金払込日とします。
- 6 同一の指定口座から2以上の共済契約(この組合の実施する他の共済事業規約による共済契約を含みます。)の共済掛金を振り替える場合は、この組合は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えることができます。この場合、一部の共済契約の共済掛金の振替を指定できません。
- 7 共済掛金は、共済期間の満了の日が属する月の3日(金融機関休業日の場合は翌営

業日)に共済掛金相当額を振り替えるものとします。

- 8 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預けておかねばなりません。
- 9 共済契約者は、指定口座を同一または他の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。
- 10 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- 11 共済契約者が口座振替特則による共済掛金払込を停止する場合は、あらかじめその旨をこの組合および取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- 12 この組合は、口座振替によって支払われた共済掛金については、共済掛金領収書の発行を省略することができます。
- 13 口座振替特則は次の各号を以って消滅します。
  - (1) 第4項に規定する条件に該当しなくなった場合
  - (2) 前第9項に規定する変更の際し、その手続きが行われないうまま共済掛金が振替不能となったとき
  - (3) 共済契約者がこの組合の定めるほかの払込方法を指定し、口座振替による払込を停止したとき
  - (4) 共済契約者が次項に定める変更を承諾しないとき
- 14 この組合は、この組合および取扱金融機関の事情により将来に向かって振替日および取扱金融機関の口座振替の方法を変更することができます。この場合、この組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

(共済掛金クレジット払特則)

第9条 この組合は、規約第14条(共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務)および規約第16条(共済掛金の払込み)について、共済掛金クレジットカード払特則(以下「クレジットカード払特則」といいます。)を附帯できます。この場合、共済契約者はこの組合が共済掛金にかかる債権を譲渡することを承諾することにより、当該クレジットカード会社の発行するクレジットカードにより当該共済掛金を払い込むことができます。

- 2 クレジットカード払特則は、共済契約を締結するときに共済契約者からの申し出により、この組合の承諾を得た場合において附帯することができます。
- 3 クレジットカード払特則を附帯するには、次の各号全ての条件を満たさなければなりません。
  - (1) クレジットカードが、この組合の指定するクレジットカード会社との間で締結された会員規約等により貸与または使用の認められたもので、かつ、当該共済契約の契約者とクレジットカード会社が貸与または使用を認めた者が同一であること。
  - (2) クレジットカードの有効性および利用限度額内であることが確認できること。
- 4 初回掛金をクレジットカード払特則により払い込む場合は、この組合が指定する決

濟代行会社はそのカードの有効性等を確認し、この組合がクレジットカードによる払込みを承諾した日を以って初回掛金の払込みがあったものとみなします。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではありません。

- (1) この組合が、クレジットカード会社から初回掛金相当額を領収できない場合。  
ただし、共済契約者がクレジットカード会社の会員規約等にしたいが、クレジットカードを使用し、かつ、クレジットカード会社に共済掛金相当額が既に払い込まれている場合を除きます。
- (2) 共済契約者が、クレジットカード会社に初回掛金相当額を支払っていない場合
- 5 更新契約の共済掛金について、クレジットカード払特則により払い込むことはできません。
- 6 共済契約者は、クレジットカード会社の会員規約等にしたいが、共済掛金相当額をクレジットカード会社に支払うことを要します。
- 7 この組合は、クレジットカード払特則によって支払われた共済掛金については、共済掛金領収書の発行を省略することができます。
- 8 クレジットカード払特則は次の各号を以って消滅します。
  - (1) クレジットカード払特則によって成立した共済契約が、共済期間満了や解約等によって終了した場合
  - (2) この組合が、クレジットカード会社より共済掛金相当額を領収できない場合
  - (3) この組合が、クレジットカードの有効性を確認できなかった場合
  - (4) クレジットカード会社が、クレジットカードによる共済掛金払込みの取扱いを停止した場合
  - (5) 共済契約者がこの組合の定めるほかの払込方法を指定し、共済掛金払込みをほかの払込方法に変更した場合
- 9 この組合は、規約第14条（共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務）第8項の規定により共済掛金を払い戻す場合は、クレジットカード会社から共済掛金相当額をこの組合が領収した後に払い戻すものとします。

（共済契約者の通知義務）

第10条 規約第17条（共済契約者の通知義務等）第1項に規定する共済契約者又は被共済者の住所又は勤務場所等を変更したときの通知は、変更届（様式第5号）によるものとします。

2 規約第31条（事故発生の通知）に規定する交通事故等の通知を受けたときは、交通事故等受付簿（様式第10号）に必要事項を記載し、共済金の請求があるまで保管しておくものとします。

（共済契約の解約、解除、消滅及び掛金の返戻）

第11条 共済契約者が、規約第20条（共済契約の解約）第1項の規定により共済契約を解約しようとするときは、共済契約解約届兼解約返戻金請求書（様式第6号）に

その事由を記載してこの組合に提出し、その承認を受けなければなりません。

- 2 この組合は、前項の規定による届出を受けたときは、その事情をただし、やむを得ないと認めるときは、これを承認するものとします。
- 3 この組合は、規約第21条（共済契約の解除）第1項の規定により共済契約を解除したときは、共済契約解除通知書（様式第8号）をもって共済契約者に通知するものとします。この場合において、規約第28条（共済金を支払わない傷害等）第1号から第3号並びに第29条（共済金の支払義務を免れる場合）の規定に該当するときは、共済掛金は返戻しないものとします。
- 4 共済契約者は、規約第23条（共済契約の消滅）第1項第2号及び第3号の規定により共済契約が消滅したときは、様式第7号の共済契約消滅届兼解約返戻金請求書をこの組合に提出しなければなりません。
- 5 第1項及び第4項に規定する解約返戻金の領収書は、様式第9号とします。

### 第 3 章 共済金及び共済金の支払い

（共済金の支払請求手続き）

第12条 規約第32条（共済金の支払請求）に規定する共済金の支払請求手続きは、共済金請求書（様式第11号）に同条第1項の各号に規定する書類を添えてこの組合に提出しなければなりません。ただし、同条第1項第2号に規定する診断書については、第13条（医療共済金）第1項に規定する金額を支払うことが明らかな場合に限り、提出を省略し、これに代わり得るものとして領収書等の提出を認めるものとします。

（災害の調査）

第13条 前条（共済金の支払請求手続き）の規定による共済金の支払請求があったときは、この組合の調査員が、災害の状況、程度を調査し、事故現場見取図（様式第12号）と事故状況調書（様式第13号）を作成して、関係書類と照合のうえ共済金を算出するものとします。

- 2 前項の規定による調査につき必要ある場合は、警察官署及び専門家に調査を依頼して共済金決定の参考とすることができます。
- 3 この組合は、前項の規定による調査を依頼したときは、調査者に対し、実費を支払います。

（共済金の決定及び支払い）

第14条 共済金の決定は、決裁規程の定めるところによります。

- 2 共済金の支払いについては、共済金決定通知書（様式第14号）をもって通知し、事務局又はこの組合の指定する場所において支払うものとします。この場合において、共済金の領収書は様式第15号とします。

（医療共済金）

第15条 規約第25条（共済金）第2号及び第27条（医療共済金）に規定する共済金の額が、A型においては一事故につき5,000円に満たないときは、最低5,000円を、B型においては口数にかかわらず、一事故につき10,000円に満たないときは、最低10,000円を支払うものとします。

2 骨折等によりギブス又はコルセット固定をした場合には、その固定期間中は、通院治療実日数と認め支払うものとします。

3 規約第27条（医療共済金）に規定する平常の業務の基準は、業務に服したとき及び日常生活に概ね支障がなくなったときとします。

4 同日内に複数の医師等で治療を受けた場合、入院のみ又は通院のみの重複日は、入院1日、通院1日とみなし、入院と通院の重複日は、入院1日とみなします。

5 被共済者が交通事故等によって被った傷害等を治療中に、新たに他の交通事故等によって傷害等を被った場合における先の交通事故等による傷害の治療期間は、被共済者が新たな交通事故等によって傷害等を被った日の前日までとします。ただし、被共済者が新たな交通事故等による傷害に係る共済金の請求をしない場合は、この限りではありません。

（第三者の目撃者等証明書）

第16条 規約第4条（用語の定義）第2項に規定する第三者の目撃者等証明書（様式第16号）については、当組合様式と同程度の内容が記載されている書類の提出があった場合は、認めるものとします。

（共済金を支払わない傷害等）

第17条 被共済者の鉄道軌道敷地内並びに警報機が鳴っている間の踏切内進入による傷害等は、規約第28条（共済金を支払わない傷害等）第1号に準じて共済金を支払いません。

2 取得免許外での運転中の事故並びに薬物又はアルコールの影響で、正常な運転ができない状態での事故による傷害等は、規約第28条（共済金を支払わない傷害等）第2号に準じて共済金を支払いません。

（共済金受取人の範囲）

第18条 規約第9条（共済金受取人の範囲）で規定する共済金受取人が明らかでないときは、次条で規定する審査委員会が、これを裁定します。

## 第 4 章 審 査 委 員 会

（名称）

第19条 この組合は、規約第35条（異議の申立て及び審査委員会）の規定に基づき、審査委員会（以下「委員会」といいます。）を置くものとします。

（異議の申立て）

第20条 規約第35条（異議の申立て及び審査委員会）第1項に規定する者が、異議

の申立てををするときは、審査請求書（様式第17号）によりしなければなりません。

（任務）

第21条 委員会は、前条（異議の申立て）の規定による請求があったとき、これを審査することをその任務とします。

（組織）

第22条 委員会は、審査委員（以下「委員」といいます。）5人をもって組織します。

（選任）

第23条 委員は、理事長が理事会の同意を得て、役員、総代及び学識経験を有する者の中から選任します。

（任期）

第24条 委員の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算します。ただし、再選を妨げないものとします。

2 補欠委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とします。

3 委員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとします。

4 委員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、委員の数がその定数を欠くに至ったときは、その委員は、後任者が就任するまでの間は、なお委員としての権利義務を有するものとします。

（退任）

第25条 委員が退任しようとするときは、理事長の承認を得なければなりません。

（委員長）

第26条 委員は、互選により委員長を選任します。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表します。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行します。

（会の招集）

第27条 委員長は、異議の申立てがあったときは、直ちに委員会を招集してその議長となります。

（会の議決方法）

第28条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによります。

2 議事について直接利害関係を有する委員は、その会議に出席することはできません。

（意見の聴取）

第29条 委員会は、直接利害関係を有する者又は調査員、学識経験者から意見を聞くことができます。

（報告及び通知）

第30条 委員長は、会議の様様を記録して委員会の決定事項を文書でもって理事長に報告しなければなりません。

2 委員長は、審査委員会の審査結果について、審査結果通知書（様式第18号）により異議の申立てをした者に通知するものとします。

（経費）

第31条 委員会の開催並びに調査のために必要な経費は、管理費から支弁します。

（補充事項の決定）

第32条 この規則に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定めます。

## 第 5 章 雑 則

（様式）

第33条 この規則において規定する様式は、別紙のとおりとします。

（改廃）

第34条 この規則の改廃は、理事会において行います。

（細則）

第35条 この規則に定めるもののほか事業実施のため必要な細部の事項は、細則で定めます。